

お知らせ版

I N F O R M A T I O N

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂 支 所 ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課

4月17日発行 No.217

4 月号
令和5年
2023



4/2 小松川千本桜まつりに参加

都立大島小松川公園

交流都市である東京都江戸川区にて、地域団体が開催する桜まつりに参加しました。町では、こちやレーヌやかつどらなど特産品を販売し、城里町の魅力をPRしました。

危険なブロック塀などの 撤去費用を補助します



自宅などにコンクリートブロック塀を所有している方は、次のブロック塀点検のチェックポイントについて点検し、ブロック塀の安全を定期的に確認しましょう。

また、町では、倒壊による被害を未然に防ぐため危険なブロック塀などの撤去費用の一部に対して、補助を行っています。

ブロック塀点検のチェックポイント

- ① 塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ② 塀の厚さは10cm以上か
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ③ 塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
- ④ コンクリート基礎があるか
- ⑤ 塀に傾きやひび割れがないか
- ⑥ 塀に鉄筋が入っているか、根入れの深さは適正か

補助対象となる危険ブロック塀

道路に面する高さ80cm以上のブロック塀などで、倒壊の危険性があり、通学路または城里町耐震改修促進計画に定める避難路を通行する者に危険をおよぼすおそれがあるもの

補助額 上限20万円

申込方法 事前に都市建設課へ相談が必要です。職員が現地で確認や調査を行い、補助の対象となるブロック塀などに該当するかどうかを判定します。また、施工業者は町内に本店、支店もしくは営業所を有する建設業者、解体工事業者に限ります。詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

※補助金は予算の範囲内で先着順になります。

申込先・問合せ

都市建設課 ☎029-288-3111(内線279)

母子家庭等自立促進講習 のご案内



茨城県母子寡婦福祉連合会では、就労を希望する母子家庭の母または父子家庭の父などを対象に、介護の基本的な知識やスキルを学べる「介護職員初任者研修」の講習を開催します。

日 程 6月25日(日)～10月22日(日)の毎週日曜日
※7月16日、8月13日、9月17日、10月8日を除く、全14回
時 間 午前9時～午後5時(昼休み1時間)

※内容により時間短縮されます。

会 場 茨城県母子寡婦福祉連合会
ラク・ハイツ 会議室

対象者 就労を希望する母子家庭の母または父子家庭の父、寡婦の方で、全日程の講習に出席できる方。

定 員 20名

受講料など テキスト代6,000円、ボランティア保険加入代392円

申込方法 福祉こども課窓口または茨城県母子寡婦福祉連合会のホームページから申込書入手し、必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

その他 事前登録により、2歳児から小学生までの児童を預かる託児サービスが利用できます。また、母子家庭などになって7年未満の方で、前年度の所得が一定以下の方には、交通費の一部が支給されます。詳しくはお問い合わせください。

申込期限 5月25日(木)

申込先・問合せ

社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会
(〒310-0065 水戸市八幡町11-52)

☎029-221-8497 ☎029-221-8618

🌐 <https://www.ibaboren.or.jp>

運動教室参加者募集 ～いつまでも元気でしなやかな心と体に～

令和5年度の特定健診または高齢者健診を受診され、健康管理に役立てることができる方などを対象に、運動教室を次のとおり開催します。

教室名(指導者名)	日 程	参加条件
からだ・こころ・脳の コンディショニング体操 (所 圭吾 先生)	6月20日～翌年3月 (火曜日/月1回)	・町内在住で40～74歳の方 ・5km程度のウォーキングができる体力のある方 ・医師による運動制限がない方 ・介護保険サービスを受けていない方
筋力アップ教室 (磯崎 幹子 先生)	6月 8日～翌年3月 (木曜日/月1回)	
リフレッシュ教室 (古村 薫 先生)	6月14日～翌年3月 (水曜日/月1回)	・町内在住で40歳以上の方 ・医師による運動制限がない方 ・介護保険サービスを受けていない方
体メンテナンス教室 (古村 薫 先生)	6月27日～翌年3月 (火曜日/月1回)	

時 間 各教室、午前10時～11時30分

場 所 常北保健福祉センター 2階 研修室

定 員 各教室、先着25名

持参するもの バスタオル、汗拭きタオル、飲み物、室内用運動靴、ヨガマット(お持ちの方)

申込方法 5月16日(火)から、常北保健福祉センター内健康増進グループ窓口にて直接お申し込みください。

受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分となります。なお、代理人による申し込みはできません。また、多くの方に参加いただくために、欠席回数が多い場合は登録を取り消す場合もあります。

申込先・問合せ 健康保険課 健康増進グループ(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

補聴器購入費の一部を 助成します



対象者 補聴器を必要とする、65歳以上の補聴器購入者で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方。

対象機器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35法律第145号)に基づく管理医療機器としての承認を受けた補聴器 ※集音器などは対象外

助成額 1回の申請につき補聴器本体1台までとし、購入費用の2分の1(100円未満切り捨て、上限1万円)

申請方法 長寿応援課窓口、または町のホームページ(<https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000002.html>)から入手した申請書に必要事項を記入し、令和5年4月1日以降に購入した対象機器の領収証および保証書の写し(管理医療機器番号がわかるもの)を添えて長寿応援課へ提出してください。

申請期限 領収証に記載された日付の翌日から1年

申請先・問合せ

長寿応援課 ☎029-288-3111(内線154)

水戸産業技術専門学院 スキルアップセミナーのお知らせ



仕事のスキルを高めたい方や、新しい技術を身につけたい方などを対象に、セミナーを実施します。

講座名 Excel講習(基礎)

日 時 6月19日(月)・20日(火)・22日(木)・26日(月)・27日(火)・29日(木) 各回、午後6時～9時

対象者 Windowsの基本操作ができる方

定 員 15名(申込者多数の場合は抽選)

内 容 Excelを実務で活用するための技術を学ぶ
受講料 3,040円(テキスト代含む)

募集期間 5月1日(月)～14日(日)

申込方法 水戸産業技術専門学院のホームページからWeb申し込み、または同ホームページからダウンロードした受講申請書に必要事項を記入のうえ、84円切手を同封し申込先まで郵送でお申し込みください。

申込先・問合せ 茨城県立水戸産業技術専門学院
(〒311-1131 水戸市下大野町6342)

☎029-269-2160

🌐<http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

就労相談のお知らせ



いばらき若者サポートステーションでは、さまざまな理由で仕事に就くことが困難な15歳～49歳の未就労者とその家族を対象に、就労相談を実施しています。

日時 日曜・祝日を除く毎日、午前10時～午後5時

場所 いばらき若者サポートステーション

(水戸市赤塚1-1 ミオス 1階)

申込方法 事前予約制です。電話で申込先までお申し込みください。

申込先・問合せ いばらき若者サポートステーション

☎0120-717-557 <https://ibasapo.com>

ノーネクタイなど 通年輕装を実施しています



町では、快適に働きやすい職場環境づくりや地球温暖化対策の一環として、令和4年5月1日から令和5年3月31日までの期間、年間を通してノーネクタイなど軽装での執務を試行実施していました。試行期間の内容を鑑み、令和5年4月1日から正式に、気候や体調に合わせて一人ひとりが働きやすい服装での執務を通年で実施することになりました。

今後、一層の町民サービスの充実に努めますので、皆様のご理解をお願いします。

問合せ 総務課 ☎029-288-3111(内線211)

スマホでもっと暮らしが豊かに！～シニアのためのスマホ活用講座～



60歳以上の方を対象として、スマホの基本的な使い方などを学べる全4回のスマホ活用講座を開催します。

日程 ①7月19日(水) スマートフォンの使い方教室(入門編) ②7月26日(水) スマートフォンの使い方教室(応用編)

③8月 2日(水) 大人のための情報モラル講座

④8月 9日(水) Pepper君と学ぶデジタル体験教室

時間 午後1時～3時30分 **会場** 水戸生涯学習センター 講座室

定員 20名(申込者多数の場合は抽選) **受講料** 5,000円

申込方法 申込みフォームからWeb申し込み、またはハガキに①受講希望講座名「スマホでもっと暮らしが豊かに！」②氏名(ふりがな) ③性別 ④年齢 ⑤郵便番号 ⑥住所 ⑦電話番号 ⑧「生涯学習パスポート」の有無を記入のうえ、郵送でお申し込みください。

申込期限 5月12日(金) ※当日消印有効、Web申し込みは午後5時まで

申込先・問合せ 茨城県水戸生涯学習センター 三の丸カレッジ

(〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3階) ☎029-228-1313



▲申し込みはこちらから

入札結果(3月分)

価格は全て税抜き、最低制限価格は一般競争入札のみに設定するものです。詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください。

工 事 名 等	場 所	落 札 者	予 定 価 格	落 札 価 格
			最低制限価格	
令和4年度 国補公下第4号・町単4-1号 污水管渠埋設工事	増井地内	(株)常陸建設工業	26,970,000円 24,280,000円	26,800,000円
令和4年度 町単道改第6号 町道2038号線 道路改良工事	下青山地内	(有)東海組	23,160,000円 20,800,000円	22,900,000円
令和4年度 ふれあいの里 8人用キャビン (8C-2,3)内装リフォーム工事	上入野地内	(株)三陽造園土木	6,610,000円 6,000,000円	6,520,000円
令和4年度 国補住建第3号 町営南団地建替工事D-11・12号棟	石塚地内	常北建設工業(株)	35,280,000円 32,440,000円	35,200,000円
令和4年度 国補公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	増井地内	(有)大竹建設工業	27,040,000円 24,190,000円	26,890,000円
令和5年度 ホロルの湯汚水処理施設修繕 及び維持管理業務	下古内地内	日化メンテナンス(株)	4,600,000円 —	4,500,000円
令和5年度 常北保健福祉センター トレーニング指導委託業務	石塚地内	(株)フクシ・エンタープライズ	2,850,000円 —	2,810,000円
令和5年度 衛生センター水質測定業務	衛生センター	(株)環境研究センター	800,000円 —	740,000円

問合せ 財務課 ☎029-288-3111(内線235) <https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000036.html>

豚糞を販売しています



(有)大島農産では、県内の畜産業の発展を図り地域全体で収益性向上を目指す「畜産クラスター事業」を利用して作成した豚糞(肥料)を販売しています。

粒状で蒔きやすく臭いの少ない豚糞で、野菜栽培に適した肥料となっています。ご希望の方は、申込先までメールまたはFAXでお申し込みください。

料 金 農場での受け渡し…軽トラ1台 1,000円

配送…2トントラック1台 5,000円

※数量の多い方はご相談ください。割引があります。

申込先・問合せ (有)大島農産

✉sasuke_harley@yahoo.co.jp

☎029-289-4217

国民年金だより⑭

国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)や納付猶予制度、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額させるため、免除などを受けた10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※障害年金を受けている期間や、生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により、国民年金保険料が全額免除されます。

<追納に関する注意事項>

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合、追納はできません。
- ②老齢基礎年金を受けている方は追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納を希望する場合、申し込みが必要です。

問合せ

健康保険課

☎029-288-3111(内線607)

水戸南年金事務所 ☎029-227-3278

消費生活だより⑬

引っ越しの際の破損・紛失トラブルにご注意!

<事例>

引っ越し事業者に荷造りを任せて引っ越しをした際、有名作家が作った一点ものの陶器の縁が欠けてしまった。事業者は責任を認めて弁償するというので、約4万円と申告したが、事業者が提示した金額は少額だった。事前に貴重な陶器作品とは申告していないが、有名作家の作品であり今購入するとさらに高額なので、納得できない。(60歳代、男性)

<ひとこと助言>

①引っ越しの際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談がよせられています。引っ越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款、または国土交通大臣の許可を得た業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。契約の際は、約款を良く確認しましょう。

②貴重品や壊れやすいものなどは、あらかじめ事業者にも申告しましょう。また、損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを認識しましょう。

③荷物の破損や紛失があった場合は、引っ越し後3か月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は、すぐに荷物の状況を確認することが大切です。

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体等は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◇ 心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください ◇◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月・水・金曜日 午前9時～午後4時

まごころ

社協善意銀行

▷水戸友の会 様

地域福祉向上のため

3,000円

▷匿名

地域福祉向上のため

6,000円